

最低賃金について

平成27年7月23日

内閣府

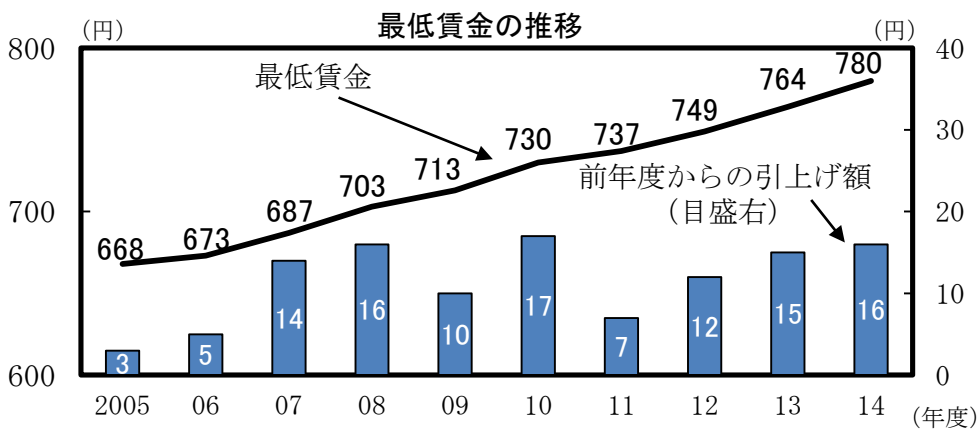
- 一般的に景気回復の初期時点においては、物価上昇が賃金上昇に先行する傾向。特に、長きにわたるデフレからの脱却の局面にある現在、経営者には、いまだデフレマインドが残り、賃金引上げに消極的な面があり、労働分配率は低下を続けている。
- いわば、こうした「賃金の硬直性」はデフレ脱却・経済再生の重大なハードルとなりかねない。
- こうした状況を脱却し、持続可能なデフレ脱却・経済再生に移行するためには、名目賃金が物価上昇率以上に上がること、むしろ、賃金が物価上昇をリードしていくことが重要である。その際、政府が一定の役割を果たすことも重要である。
- 最低賃金に関しては、こうしたマクロ的観点、さらには、春季労使交渉によって17年ぶりの引上げ幅となった大・中堅企業、中小企業の賃金や昨年と比べて大幅に引き上げられた非正規労働者の時給とのバランスの観点からも対応が必要である。なお、その際、個々の中小企業等の経営を圧迫する面もあることから、円滑な価格転嫁対策、資金繰りの円滑化や生産性の向上に向けた事業転換を支える環境整備等を進めることが重要である。

最低賃金について①

○ 最低賃金程度の時給で働く労働者は300~500万人程度(*)。最低賃金を引き上げる場合、最低賃金程度の時給で働く労働者の所得を引き上げるとともに、労働者全体の賃金の底上げにも効果。

(*) 最低賃金+20円以下の時給で働く労働者は340万人程度、最低賃金+40円以下の時給で働く労働者は510万人程度(2014年度推計)。

○ 中小企業の労働生産性の伸びは1%台後半と、大中堅企業と比べて低めであるが、業種によって状況は大きく異なる。一般的に最低賃金の引上げは中小企業等の人件費負担増をもたらし、労働需要を減少させ、失業を増やすリスクもあるが、現状では非製造業を中心に中小企業の雇用不足感が大きく高まっており、生産性の向上、賃金の引上げを通じて、人材確保に努めることが必要。



(備考) 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」により作成。

最低賃金近傍の労働者数 (推計)

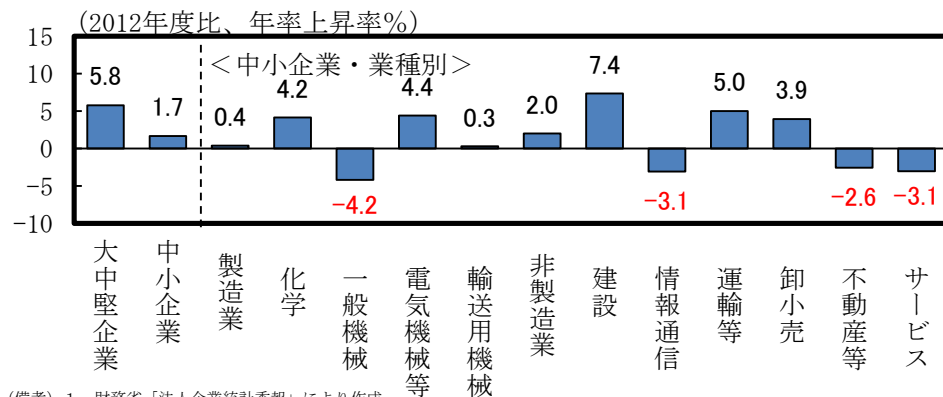
	最低賃金	最低賃金+10円以下	最低賃金+20円以下	最低賃金+30円以下	最低賃金+40円以下
労働者数(2014年度)(万人)	190	260	340	410	510

(参考) 短時間労働者(正社員・正職員以外)に占める割合

	29歳未満	30~59歳	60歳以上	合計
男性	10.6	7.0	8.7	26.3
女性	13.1	46.7	13.9	73.7

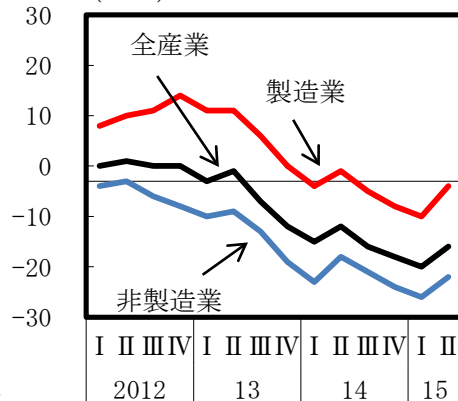
(備考) 1. 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査特別集計」、「平成26年賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査」により作成。
2. 最低賃金近傍の労働者数は、労働力調査(2014年度)の雇用者数(パート・アルバイト、パート・アルバイト・役員を除く雇用者)に「平成26年賃金構造基本統計調査特別集計」から得られる時給別の労働者のシェア(短時間労働者、一般労働者)をそれぞれ乗じて合計。
3. 最低賃金は最低賃金未満の時給で働く労働者を含む。

労働生産性上昇率 (2013、14年度平均)

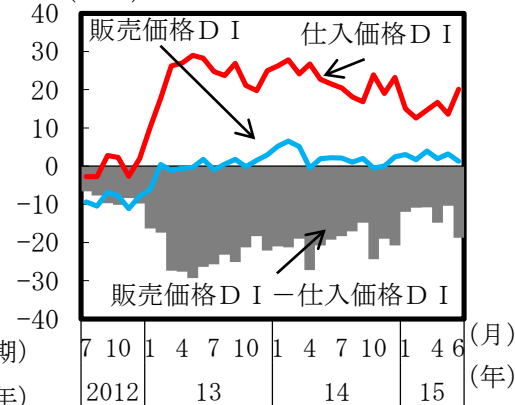


(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働生産性=付加価値額/従業員数、付加価値額=人件費+営業利益
3. 一般機械は、はん用・生産用・業務用機械。電気機械等は、電気機械、情報通信機械。運輸等は、運輸・郵便、不動産等は、不動産、物品賃貸。

中小企業の雇用人員判断D I (D I)



中小企業の仕入・販売価格D I (D I)



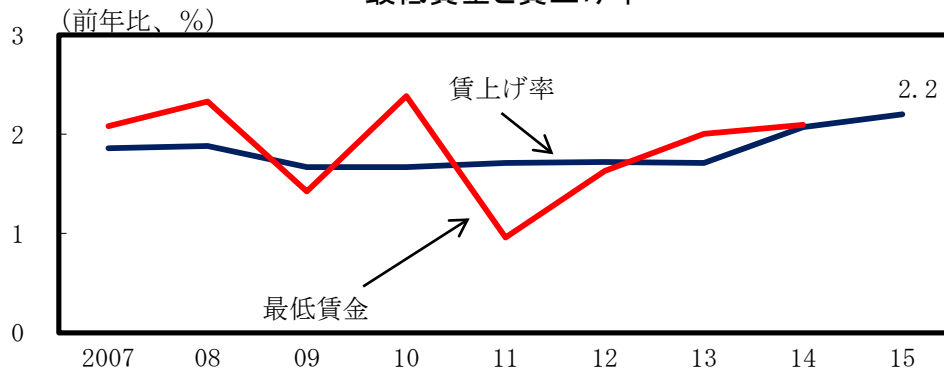
(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、株式会社日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。
2. 雇用人員判断D Iは、「過剰」-「不足」。販売価格D I、仕入価格D Iは、前月比「上昇」-「下落」。

最低賃金について②

- 仮に最低賃金の引上げ（10～20円）により300～400万人程度の労働者の賃金が上昇した場合、総雇用者所得の増加額を試算すると400～900億円程度。さらに、労働者全体の賃金の底上げにも効果。
- 安倍内閣におけるこれまでの最低賃金引上げ額は15～16円、2015年度の春季労使交渉における非正規労働者の賃金引上げ額は16.8円、17年ぶりの引上げ幅となった春季労使交渉の賃上げ率2.2%といったこれまでの成果を踏まえて、最低賃金を引き上げていく必要。
- なお、短時間労働者の時給と最低賃金の差が小さい県では、最低賃金引上げに伴う地域ごとの中小企業や雇用等への影響に留意が必要。

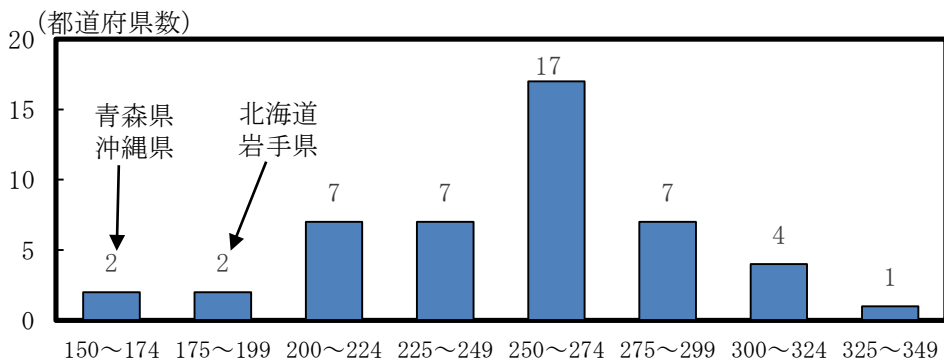
短時間労働者の時給と最低賃金の伸びの比較（都道府県別）

最低賃金と賃上げ率



(備考) 1. 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争」により作成。
2. 賃上げ率は、平均賃金方式、定期昇給相当分込み。

各都道府県における短時間労働者の時給と最低賃金の差

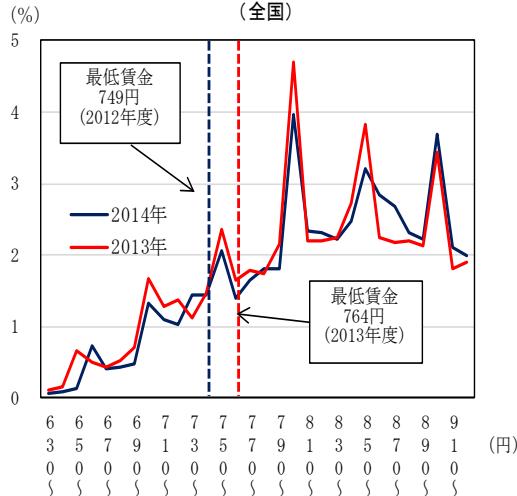
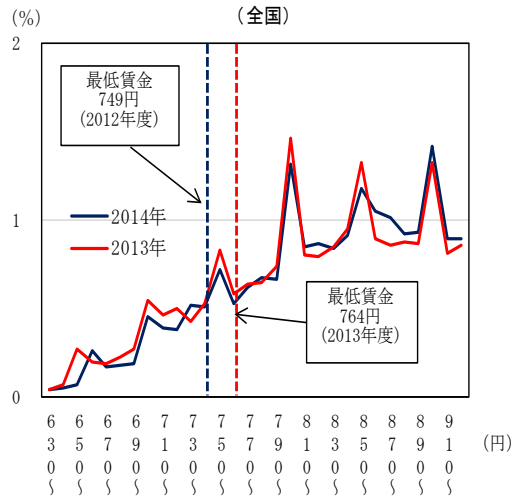


(短時間労働者1時間当たり所定内給与額-最低賃金(円))

(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「地域別最低賃金の全国一覧」により作成。

時給別一般労働者のシェア (全国)

時給別短時間労働者のシェア (全国)



(備考) 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査特別集計」、「平成25年賃金構造基本統計調査特別集計」により作成。

最低賃金引上げの効果（試算）

		最低賃金	最低賃金 +10円以下	最低賃金 +20円以下	最低賃金 +30円以下
総雇用者所得への影響	最低賃金を10円引上げ	300～400億円程度			
	最低賃金を20円引上げ	700～900億円程度			

(備考) 1. 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査特別集計」、「平成26年賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査」により作成。
2. 総雇用者所得への影響の下限は、最低賃金以下の労働者の時給が最低賃金の引上げ額と同額上昇すると仮定した場合。上限は下限に加えて、最低賃金で働いていた労働者が最低賃金+10円～30円（10円引上げの場合）又は最低賃金+20～40円（20円引上げの場合）の各時給に2：1：1の割合で移動した場合。